

欠席または出席停止の扱いについて

滋賀県立大津商業高等学校

体調不良等で学校を欠席や遅刻する場合は、必ず8時20分までに保護者から各学年の直通番号に電話連絡をしてください。その後、医療機関を受診していただいたうえで、期限内に受診証明書、出席停止報告書（インフルエンザ）、出席停止報告書（新型コロナウイルス）、または診断書をご提出いただくことにより、欠席ではなく出席停止扱いになったり、定期考査の救済処置を受けられたりします。詳しくは下記表をご参照ください。

なお、受診証明書および出席停止報告書は、令和7年5月より書式を一部変更しております。ホームページからダウンロードしてご利用ください。ただし、新入生のしおり内の旧書式のコピーの利用も可とします。

1年生直通番号：077-521-8720

2年生直通番号：077-521-8721

3年生直通番号：077-521-8722

	平常時	定期考査
インフルエンザ	再登校してから1週間以内に出席停止報告書および添付書類を提出することにより出席停止になる	追考査までに出席停止報告書および添付書類を提出することにより出席停止になるとともに追考査または見込み点の対象となる
新型コロナウイルス		
医師からその他疾患による出席停止の指示があった場合	再登校してから1週間以内に受診証明書を提出することにより出席停止になる	追考査までに受診証明書を提出することにより出席停止になるとともに追考査または見込み点の対象となる
出席停止にならない風邪等の疾患	—	追考査までに受診証明書を提出することにより追考査または見込み点の対象となる